

# 業務委託設計書

設計	検算	検算	照合	課長補佐	課長
----	----	----	----	------	----

第	号								
令和	7	一般 一般会計	款 土 木	項 公園墓園費	目 公園墓園維持	所 属 安佐南区維持管理課	設 計 6.12	提 出 6.12	業 務 委 託 請 負 一般入札 随意契約
委託金額		業務名称			履 行 場 所		工 期		
金		円 安佐南区内公園樹その他保守管理業務（その4）			安佐南区昆沙門台三丁目ほか		日 間 契約締結の日から令和7年12月19日まで		
<p>施 行 理 由</p> <p>本業務は、公園樹その他の樹木等の適正な育成を図るための保守管理を行うものである。</p>									
<p>設 計 概 要</p> <p style="text-align: center;">樹木せん定 1式</p> <p style="text-align: center;">除草 1式</p>									

委託金額 金	業務委託名 安佐南区内公園樹その他保守管理業務(その4)
-----------	---------------------------------

(甲) 内 訳

工 種 ・ 名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	適 要
樹木せん定			式	1.00			第 1 号明細表参照
除草			式	1.00			第 2 号明細表参照
処分費			式	1.00			第 3 号明細表参照
直接業務費計							
共通仮設							
共通仮設費							
共通仮設費(率分)			式	1.00			
純業務費計							
現場管理費			式	1.00			
業務原価計							



## 第 1 号

## 樹木せん定

## 明 細 表

内 訳							
工 種・名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	適 要
カイズカイブキせん定	H=～2.5m		本	1.0			公園共通代価表第10204号 運搬距離 15km未満
カイズカイブキせん定	H=2.5～5.0m		本	10.0			公園共通代価表第10205号 運搬距離 15km未満
高木せん定	冬季 C=60～120cm		本	27.0			公園共通代価表第10302号 運搬距離 15km未満
高木せん定	冬季 C=120～180cm		本	35.0			公園共通代価表第10303号 運搬距離 15km未満
キョウチクトウせん定	H=100～300cm		株	70.0			公園共通代価表第10404号 運搬距離 15km未満
生垣せん定	H=150～300cm(1回)		m	1,450.0			公園共通代価表第10212号 運搬距離 15km未満
生垣せん定	H=150～300cm(2回)		m	160.0			公園共通代価表第10212号×1/3 運搬距離 15km未満
中木せん定	寄植(1回目)		m <sup>2</sup>	5,170.0			公園共通代価表第10103号 運搬距離 15km未満
中木せん定	寄植(2回目)		m <sup>2</sup>	1,320.0			公園共通代価表第10104号 運搬距離 15km未満
フジせん定	夏季せん定		m <sup>2</sup>	131.0			公園共通代価表第10208号 運搬距離 15km未満
フジせん定	冬季せん定		m <sup>2</sup>	131.0			公園共通代価表第10209号 運搬距離 15km未満
計							





安佐南区内公園樹その他保守管理業務(その4) 作業実施時期

区分	回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
除 草	法面	3			■		■		■					
	法面	5		■		■		■		■				毘沙門台東公園
	平地	3		■		■		■						
	平地	5		■		■		■		■				毘沙門台東公園
	植込	3		■		■		■						
	芝刈	3		■		■		■						
	芝刈	6		■		■		■		■				安東第二公園
せ ん 定	中高木	1						■						
	中木	1		■										
	"	2		■				■						
	生垣	1		■										
	"	2		■				■						
	夾竹桃	1							■					
	フジ棚	2				■				■				

安佐南区内公園樹その他保守管理業務(その4)数量表

※公園所在地は、安佐南区内公園一覧表を参照してください

(1/3)

番号	公園名称	除 草				中高木せん定 (本)	中 低 木 せん 定				夾竹桃 (株)	フジ棚せん定 (㎡)	備 考
		法 面 (㎡)	平 地 (㎡)	植 込 (㎡)	芝 刈 (㎡)		中木 1回 せん定(㎡)	中木 2回 せん定(㎡)	生垣 1回 せん定(㎡)	生垣 2回 せん定(㎡)			
1	緑が丘北第一公園	石積 60	450	地元対応		カイカ② 2	8	10			26		上段部の除草はなし
2	緑が丘北第二公園			地元対応		カイカ② 2			40	45	15		
3	緑が丘北第三公園		20	地元対応			25		35	55			
4	緑が丘北第四公園		10	地元対応					60				生垣(カイカイキ)の天端はせん定しないこと
5	緑が丘北第五公園		300	地元対応		アリアカワ(中) 1	50				20		
6	緑が丘西第一公園		300	地元対応							4		
7	緑が丘西第二公園			地元対応			5						
8	緑が丘西第四公園			地元対応		ボブラ(中) 1 ボブラ(大) 2					6		
9	緑が丘東第一公園		200										
10	緑が丘東第二公園		150	地元対応		ボブラ(中) 1 ボブラ(大) 3					6		
11	緑が丘東第三公園			地元対応							10		
12	安東上第一公園	70	200	60		カイカ① 1 カイカ② 2	30	30					
13	安東上第二公園		450	10		カイカ② 4	10						
14	安東上第三公園	70	300	30			30						
15	安東上第四公園		750	8			8		30				
16	安東上第五公園		200	42			39						
17	安東上第六公園	1,840	40	地元対応			40			40			
18	安東下第一公園	260	250	110			110		5		20		
19	安東下第二公園	400	60	地元対応		トカエフ(中) 2	340		100				北側植込み裸地部分除草含む
20	毘沙門台公園			950	3,000		215	700	460		10		
21	毘沙門台北第一公園	100	200	地元対応			80						
	小 計	石積年3回 60 年3回 2,740	年3回 3,880	年3回 1,210	年3回 3,000	カイカ① 1 カイカ② 10 アリアカワ外(中) 5 ボブラ(大) 5	990	740	730	140	67	50	

安佐南区内公園樹その他保守管理業務(その4)数量表

※公園所在地は、安佐南区内公園一覧表を参照してください

(2/3)

	公園名称	除 草				中高木せん定 (本)	中 低 木 せん 定				夾竹桃 (株)	フジ棚せん定 (㎡)	備 考
		法 面 (㎡)	平 地 (㎡)	植 込 (㎡)	芝 刈 (㎡)		中木 1回 せん定(㎡)	中木 2回 せん定(㎡)	生垣 1回 せん定(m)	生垣 2回 せん定(m)			
22	毘沙門台北第二公園	100	300	地元対応				50			3		
23	毘沙門台中第一公園		200	地元対応		ナツ(中) 3		120		50			
24	毘沙門台中第二公園		650	地元対応				120	20	20			
25	毘沙門台中第三公園		900	地元対応				120	30	30			
26	毘沙門台中第四公園		100	地元対応				230		25			
27	毘沙門台南第一公園	70	850	地元対応				240	80	60			
28	毘沙門台南第二公園		450	地元対応				100		75			
29	毘沙門台南第三公園	650	450	地元対応				330	45			20	
30	毘沙門台南第四公園		1,100	地元対応				10	120	30			
31	毘沙門台南第五公園		40	地元対応				65		20			
32	南部山公園		40	地元対応		アメリカナ(中) 5 ユリ(中) 1		50					
33	安東第一公園		60	地元対応				165	50				
34	安東第二公園	2,200		地元対応	年6回 1,020								除草は南側フェンス外の擁壁の天端を含む 芝刈り年6回実施
35	グリーンハイツ公園			地元対応		ナツ(中) 1 ナツ(大) 1				110			
36	毘沙門台東公園	年5回 1,340	年5回 3,030	地元対応				40	30				法面・平地除草年5回実施
37	毘沙門台東第一公園		100	地元対応	100				30				
38	毘沙門台東第二公園		150	地元対応	500				30				
39	毘沙門台東第三公園		600	50	100	アメリカナ(中) 7			50				
40	緑井公園		80	地元対応		アメリカナ(中) 2 アメリカナ(大) 2		20		50		36	
41	緑井第一公園			地元対応		ナツ(大) 2 アメリカナ(大) 10		70	45	40			
42	緑井第二公園			地元対応		アメリカナ・ナツ(大) 13		100	10	20	20	25	
43	緑井第三公園			地元対応		アメリカナ外(中) 3 ナツ外(大) 2		100	30				
44	緑井第四公園			地元対応	50			100	5				
	小 計	年3回 3,020 年5回 1,340	年3回 6,070 年5回 3,030	年3回 50	年3回 750 年6回 1,020	ナツ外(中) 22 ナツ外(大) 30		2,030	575	530	20	3	81

安佐南区内公園樹その他保守管理業務(その4)数量表

※公園所在地は、安佐南区内公園一覧表を参照してください

(3/3)

番号	公園名称	除 草				中高木せん定 (本)	中低木せん定				夾竹桃 (株)	フジ棚せん定 (m)	備 考
		法面 (㎡)	平地 (㎡)	植込 (㎡)	芝刈 (㎡)		中木 1回 せん定 (㎡)	中木 2回 せん定 (㎡)	生垣 1回 せん定 (m)	生垣 2回 せん定 (m)			
45	大町東第一公園												指定管理者が実施
46	緑井第七公園			地元対応			360						
47	緑井第六公園			390	400		385						
48	緑井第八公園		80	地元対応					30				
49	緑井第九公園		40	40			40						
50	緑井第五公園			地元対応	40		45	5					
51													
52													
53													
54													
55													
56													
57													
58													
59													
60													
61													
	小 計		年3回 120	年3回 430	年3回 440		830	5	30	0	0	0	
	合 計	年3回 5,760 石積年3回 60 年5回 1,340	年3回 10,070 年5回 3,030	年3回 1,690	年3回 4,190 年6回 1,020	カズカ① 1 カズカ② 10 アメリカカ外(中) 27 ボブラ外(大) 35	3,850	1,320	1,290	160	70	131	

※ 落葉樹のせん定は落葉するまでに実施すること

カズカ①… H=2.5m未満  
 カズカ②… H=2.5m~5.0m未満  
 中… C=60cm以上120cm未満  
 大… C=120cm以上180cm未満

## 仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和7年1月改訂（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

# 特記仕様書

- 1 本特記仕様書は、安佐南区内公園樹その他保守管理業務（その4）（以下「業務」という。）に適用する。
  - 2 本業務の実施区域は、別紙実施区域図のとおりとする。
  - 3 作業週報（本市所定の様式）については、必ず、作業前に提出すること。なお、未提出での作業を行った場合は、作業中止等の措置を行うことがある。
  - 4 本業務の実施に当たっては、契約書中に示された作業実施時期に基づき契約後に作成・提出する実施工程表のとおり実施すること。なお、実施工程表は、発注者に提出する実施計画書に添付すること。ただし、天候、地元要望等により、やむを得ず各作業の開始・完了時期の変更が生じる場合は、発注者と受注者で協議の上、実施計画書を変更するものとする。
  - 5 留意事項
    - (1) 処 分

せん定枝葉については、原則として以下のように処分することとするが、諸事情により以下の処分先における処分が困難である場合は、他の処分先への搬入に関して発注者と協議した上で、その結果に従い適正に処分すること。

なお、それぞれ、処分先及び処分量の集計表、処分伝票の写しを提出すること。また、発注者が求める場合は、処分伝票の原本を提示すること。

ア 高木せん定枝葉  
産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設に搬入すること。

イ 中低木をせん定した枝葉及び除草作業により刈り取った草  
広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
    - (2) 除 草

樹木の周囲や中低木の中の除草は、樹木を傷つけないよう動力草刈機を用いないこととし、地際から手抜きによる抜根除草を行うとともに実生苗の除去も行うこと。
  - 6 本業務の実施に当たっては、造園施工管理技士の資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ又はロに該当する者（造園工事に限る。）を現場責任者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）として配置すること。
  - 7 職業能力開発促進法による1級又は2級造園技能士の資格を有する者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）は、せん定作業中常時、作業又は現場において適正なせん定を行うようせん定方法等の指導にあたること。
- なお、せん定作業中においては、造園技能士であることが確認できるよう名札等を着用すること。

- 8 業務実施中は、必ず作業中である旨を示す看板を掲げること。また、看板は出来るだけ、歩行者等から見やすい位置に配置すること。
- 9 業務中においては、トラック等の作業車や作業員のヘルメットに受注者（下請け作業については下請業者）の会社名を表示すること。
- 10 早朝・夜間（8時から17時までの時間帯以外）や休日（官公庁の休日）に作業する場合は、事前に業務打合せ簿を提出し、発注者の承諾を得ること。  
ただし、原則として日曜日・祝日の作業は認めない。
- 11 報告事項
  - (1) 受注者は、契約後直ちに、また、必要に応じて標準仕様書で指示する書類を提出すること。
  - (2) 受注者は、工程表で示す作業期間の最終月の業務完了後14日以内（閉庁日含む。）に、所定の業務実施報告書に作業日誌及び作業記録写真帳を添えて、発注者に提出し、検査を受けるものとする。なお、作業日誌は、次の事項が確認できるものとする。
    - ① 業務名    ② 作業日    ③ 天候    ④ 就労人数    ⑤ 現場責任者
    - ⑥ 作業日に現場に配置した有資格者    ⑦ 作業数量
- 12 本特記仕様書に定められていない事項は、発注者と協議のうえこれを定めるものとする。

## 安佐南区内公園一覧表（その4）

公園名	所在地	ページ	公園名	所在地	ページ
大町東第一公園	大町東四丁目10	68	緑が丘西第一公園	上安四丁目4	90
グリーンハイツ公園	安東七丁目13	97	緑が丘西第二公園	上安四丁目2	90
南部山公園	安東二丁目4	76	緑が丘西第四公園	上安四丁目35	90
毘沙門台公園	毘沙門台三丁目2	86・92	緑が丘北第一公園	上安五丁目21	95
毘沙門台中第一公園	毘沙門台二丁目40	086	緑が丘北第二公園	上安五丁目23	95
毘沙門台中第二公園	毘沙門台二丁目29	086	緑が丘北第三公園	上安五丁目18	95
毘沙門台中第三公園	毘沙門台二丁目21	086	緑が丘北第四公園	上安五丁目17	96
毘沙門台中第四公園	毘沙門台二丁目48	86	緑が丘北第五公園	上安五丁目32	96
毘沙門台東公園	毘沙門台東一丁目23	93	安東第一公園	安東一丁目8	77
毘沙門台東第一公園	毘沙門台東一丁目8	87	安東第二公園	安東三丁目12	92
毘沙門台東第二公園	毘沙門台東一丁目16	87・93	安東上第一公園	安東五丁目34	96
毘沙門台東第三公園	毘沙門台東二丁目2	87	安東上第二公園	安東五丁目26	96
毘沙門台南第一公園	毘沙門台一丁目2	68	安東上第三公園	安東五丁目23	96
毘沙門台南第二公園	毘沙門台一丁目12	77	安東上第四公園	安東五丁目20	96
毘沙門台南第三公園	毘沙門台一丁目19	77	安東上第五公園	安東五丁目13	96・97
毘沙門台南第四公園	毘沙門台二丁目10	77	安東上第六公園	安東五丁目4	91
毘沙門台南第五公園	毘沙門台一丁目27	86・87	安東下第一公園	安東四丁目44	092
毘沙門台北第一公園	毘沙門台三丁目29	92	安東下第二公園	安東四丁目26	91
毘沙門台北第二公園	毘沙門台四丁目19	97			
緑井公園	緑井三丁目3	69			
緑井第一公園	緑井二丁目6	69			
緑井第二公園	緑井二丁目20	60			
緑井第三公園	緑井六丁目37	79			
緑井第四公園	緑井一丁目29	61			
緑井第五公園	緑井五丁目23	70			
緑井第六公園	緑井六丁目6	102			
緑井第七公園	緑井四丁目13	70			
緑井第八公園	緑井七丁目27	79			
緑井第九公園	緑井七丁目7	79			
緑が丘東第一公園	上安四丁目16	91			
緑が丘東第二公園	上安四丁目24	91			
緑が丘東第三公園	上安五丁目7	95		指定管理者が管理	

※ ページは「住宅地図」に掲載されているページ数を示す。

# 安佐南区内公園樹その他保守管理業務(その4)実施区域図

